



今号の主な内容

- 新庁舎建設市民検討委員会 …… 2面
- 児童手当制度改正 …… 3面
- 第54回七夕まつりフォトメモリー …… 4・5面
- 敬老金・敬老記念品を贈呈 …… 6面
- 生涯学習ガイド …… 7面
- 消費者セミナー …… 8面

発行/福生市 編集/総務部秘書広報課 〒197-8501 福生市本町5 ☎042-551-1511 (市役所代表)

福生市のホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

開庁する時間

土曜日 午前8時30分から午後5時15分(正午から午後1時までを除く。祝日と土曜日が重なる日は開庁します。)

水曜日 午前8時30分から午後8時(祝日は開庁しません。)

■ご注意ください!

試行期間中は、水曜日の開庁時間延長を午後9時まで実施していましたが、午後8時までの来庁者が83.7%(16年7月末現在)を占め、8時以降の来庁者が少ないため、効率性等を考慮して延長時間は午後8時までとします。

昨年10月から毎週土曜日の開庁と毎週水曜日の開庁時間延長を試行実施していますが、市民サービスの一層の向上と市民からパートナーとして信頼される市役所の構築のため、全庁的な時間外開庁を10月1日から本格実施します。



市役所の時間外開庁を本格実施します

試行期間の利用状況 (単位:件)

	取扱件数	電話	合計
水曜日41日間計	2,705	652	3,357
土曜日42日間計	8,290	2,857	11,147
合計	10,995	3,509	14,504
開庁日	水曜日 66	16	82
1日平均	土曜日 197	68	265

時間別取扱件数(水曜日) (単位:件)

	～午後7時	～午後8時	～午後9時	合計
取扱件数	1,472	791	442	2,705
割合	54.5%	29.2%	16.3%	100%
1日平均	36	19	11	66

取扱業務原則として、すべての業務を対象としますが、次の部署は除きますので、ご注意ください。

- ▼選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、学校給食課
- ▼総務課防災係(土曜日は業務を行いますが、水曜日の開庁時間の延長は行いません)

また、保育園・児童館、学校教育施設、社会教育施設や体育施設の開館日・開館時間は現行どおりです。

取り扱えない業務

- ①他の機関の確認が必要な業務は取り扱えませんので、事前に各担当へ確認してください。
- ②水道・下水道料金の納入は、納期内の納入通知書がないと取り扱えませんのでご注意ください。

※市役所前の駐車場は、開庁時間内に用事のある方以外の駐車はできません。
問合せ 企画調整課企画調整担当

また、保育園・児童館、学校教育施設、社会教育施設や体育施設の開館日・開館時間は現行どおりです。

取り扱えない業務

- ①他の機関の確認が必要な業務は取り扱えませんので、事前に各担当へ確認してください。
- ②水道・下水道料金の納入は、納期内の納入通知書がないと取り扱えませんのでご注意ください。

電話予約サービスもご利用ください

電話予約で、夜間、休日も証明書が受取れます

交付できる証明書

【市民課関係】住民票、印鑑登録証明書【課税課関係】課税(非課税)証明書、納税証明書(法人市民税を除く)、評価証明書

予約方法 市民課市民係・課税課庶務係に月曜から土曜の午前8時30分～午後5時15分に電話で予約を(水曜は午後8時まで)。

予約受付期間

【市役所当直室受取りの場合】受取日の5日前～受取り当日の午後4時30分

【公共施設受取りの場合】受取日の5日前～受取り前日の正午

※「印鑑証明書」の交付は、予約の際に印鑑登録証の番号を確認します。また、受取りは市役所当直室に限ります。

受取場所・受け取り時間

【市役所当直室】月曜・火曜と木曜～土曜の午後5時15分～9時30分、日曜・祝日の午前9時～午後9時30分【福祉センター、熊川地域体育館、福生地域体育館、市民会館】火曜～日曜の午前9時～午後9時30分(年末年始・公共施設の休館日は除きます)

※認印、身分証明書をお持ちください。

問合せ 市民課市民係・課税課庶務係

取り扱えない業務(後日の対応となります)

本庁舎2階	課税課	確定申告業務
本庁舎1階	市民課	◆戸籍の広域交付 ◆住民基本台帳ネットワークを利用する転入及び住民票の広域交付 ◆戸籍の届出及び転入届のうち、他の機関に確認が必要な場合
	保険年金課	◆国民健康保険・国民年金の資格取得・喪失事務及び障害・遺族基礎年金申請事務のうち、他の機関に確認が必要な場合 ◆老人医療証の交付は、他の機関に確認が必要な場合
	会計課	水道・下水道料金の納入で納期限内の納付書がない場合
	市民相談係(秘書広報課)	相談業務のうち他の機関に確認が必要な場合
水道事務所(武蔵野台2-32) ☎551・2911		水道・下水道料金の納入で納期限内の納付書がない場合
リサイクルセンター(熊川1566) ☎552・1621		不燃ごみ、粗大ごみの持込業務

自ら護り、お互いに協力する以外に被害を最小限にする手立てはないようです。自分の責任ではないなどと言ってみても始まりませんから。

市の防災訓練には、お出かけたいただけましたか。また、近隣の関係はいかがですか。地区の自主防災組織を知っていますか。

都市での一人きりでの生活は、大変な危険度を持っているものだと思います。

犯罪、事故、災害皆同じことが言えるでしょう。お互いに支えあって無事で、幸せな生活を送っていきましょう。

立春から数えて二十日目は、9月1日になります。この日頃に台風がよく来ること、関東大震災があったこと等から防災の日になっています。

私たちは、自然災害を日常意識しないで生活していますし、また福生はこのような災害の少ない市ですが、確率からすればないとは言えません。

阪神・淡路大震災も予測していない中で起きています。状況は皆違うでしょうが、先ず自分でやるべき事をし、そして近くに居る者が助け合うことでしょうか。

福生市長 野澤 久人

